

平成30年度第5回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：平成31年3月18日（月）午後3時30分から午後4時30分まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「羽衣」

2. 出席者の氏名

(1) 委員

上野武委員（会長）、鈴木進委員（会長代理）、石井慎一委員、橋本都子委員、宇於崎勝也委員

(2) 事務局職員

小湊宏明県土整備部次長、喜地良男建築指導課長、高柴安志副課長、菊地清恭副課長、吉野正章企画班長、関谷央建築審査班長

3. 公開・非公開の区分

公開

4. 議事の案件名及び結果

(1) 同意案件

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	成田市	長屋	同意
2	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	一戸建ての住宅	同意
3	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	野田市	一戸建ての住宅	同意

(2) 報告事項

報告番号	報告事項	敷地の所在	建築物の用途
1	建築基準法第43条に係る包括同意許可の報告について	富津市	揚水機場
2	建築基準法第43条に係る包括同意許可の報告について	いすみ市	公衆便所
3	建築基準法第43条に係る包括同意許可の報告について	香取市	揚水機場

5. 議事の経過（公開審議）

（1）議事 1 同意案件

○案件第 1 号

建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の同意について（成田市）

事務局から案件の説明が行われ、同意された。

- 委員・・・申請建物が G L ± 0 と + 1 6 0 0 の地盤面にまたがって計画されているが、申請建物の東側の部屋は地下にあるのか。
- 事務局・・・1 階東側の部屋については G L ± 0 付近に玄関があり、住戸内に高さ 1. 6 m ほどの階段を設ける計画となっており、地下に部屋があるわけではない。
- 委員・・・高さ 2. 8 m の擁壁は申請敷地内のものか。
- 事務局・・・擁壁は申請敷地外のものである。
- 委員・・・法令手続きをしている擁壁か。
- 事務局・・・宅地造成等規制法に係る手続きがなされた擁壁である。
- 委員・・・申請敷地内に高さ 1. 6 m の土留めがあるが、外部階段はあるか。
- 事務局・・・外部階段はない。
- 委員・・・申請敷地内に待避所とあるが、一般の方も利用できるのか。
- 事務局・・・一般の方も利用できる。
- 委員・・・待避所を駐車場として使われることはないか。
- 事務局・・・そのようなことがないよう、申請者及び設計者に対して、待避所を空地として今後も管理していくよう指導済みである。
- 委員・・・申請敷地の南側建物の敷地内にも同様な待避所が設けられているか。
- 事務局・・・設けている。敷地内の駐車場の出入口になっているが、待避所に駐車しないような形態となっている。

○案件第 2 号

建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の同意について（鎌ヶ谷市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・建物 1 0 は今年度の第 1 回建築審査会で許可したものか。
- 事務局・・・その通りである。現在、工事中である。
- 委員・・・申請敷地内の電柱は移設するのか。
- 事務局・・・申請者と電力会社との協議による。
- 委員・・・法 4 2 条 2 項道路の所有は市か。また、協定道路部分の所有は民有地か。
- 事務局・・・その通りである。

○案件第 3 号

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について（野田市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・敷地内のコンクリートブロック塀について、一部道路上に越境しているということによいか。
- 事務局・・・その通りである。
- 委員・・・どのタイミングで撤去されたことを確認するのか
- 事務局・・・完了検査の際に確認する。
- 委員・・・2枚目の写真は建物5の敷地付近から撮影しているのか。
- 事務局・・・その通りである。
- 委員・・・建物5の敷地は位置指定道路に接道しているのか。
- 事務局・・・その通りである。
- 委員・・・越境しているコンクリートブロックの撤去費用は申請者が負担するのか。
- 事務局・・・その通りである。今回の許可に伴い、一部撤去する計画としている。

（2）議事2 報告事項

事務局から報告事項の説明が行われ、以下の質疑応答があった。

- 委員・・・報告番号2の敷地設定はどのように決めているか。申請建物の建築面積に比べて敷地が広くないか。
- 事務局・・・敷地の設定は申請者の任意の設定による。今回は設置する浄化槽が大きいなどの理由から、このような敷地設定をしていると考えられる。